

# 「ポパイの会」会則

## 第一条 名称・連絡先

名称：本会は、「ポパイの会（英称：AOS Friendship）」とする。  
連絡先：〒108-0022 東京都港区海岸 3-9-40 港湾労働センター1号室  
港運同盟関東地方本部気付 AOS 東京内  
TEL:03-3452-8010 FAX:03-3452-8110  
E-MAIL:aosfriendship@gmail.com

**第二条 目的** 本会は「AOS 東京」の事業を支える資金支援を主活動としそれに特化する。  
又、「AOS 東京」からの活動に関する支援要請に対しては次善の対応とする。

**第三条 事業**

1. 「AOS 東京」の活動を経済的に支援する個人、法人及び団体の会員を募ることによって、安定した活動資金を醸成する。
2. 「AOS 東京」の情宣活動、即ち活動の理解を広範囲に普及させるために、啓蒙活動を行う。
3. 「AOS 東京」と連携してバザー等のイベントを開催する。
4. その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

**第四条 会員** 本会の目的に賛同して入会する会員は次の2種とする。

1種 正会員：労力の提供と共に年会費を負担する個人の会員。議決権を持つ。 年会費 千円

2種 賛助会員：本会が推し進める事業目的に賛同し資金面で事業の一翼を担う個人、法人、及び団体の会員。議決権を持たない。 年会費 一口壹万円

## 第五条 会計・会計監査・会計年度

会計：会費、寄付金、並びに事業収入をもって充てる。  
会計監査：「AOS 東京」の後援会活動に見合った収支が行われたかを監査する。  
総会において議題として取り扱われる。  
会計年度：毎年 1月 1日に始まり、12月 31日に締める。

**第六条 役員・選出・任期** 本会は次の役員を置く。

役員：会長1名、副会長2名、会計2名、監査1名。  
選出：正会員の互選により選出する。  
任期：任期は1年とする。再選を妨げない。

**第七条 報酬** 本会の役員は無報酬とする。

**第八条 運営機関( 総会、役員会 )・職務**

運営機関：本会を運営するために総会、役員会の運営機関を置く。

総会：会長は年一回総会を招集する。又、必要時には臨時総会を開くことができる。総会は役員、正会員の3分の2以上の出席を以て成立し、議案は出席正会員の過半数の賛成で可決する。

役員会：通常の運営に加えて、賛助会員専門の重要使命を持たせ進捗状況を検討する。

職務：会長は本会を代表し会務を統括運営する。又、副会長は、会長に事故ある時には会長の職務を代行する。

**第九条 退会・守秘**

退会：その旨を伝え、任意に退会することができる。

正会員、賛助会員共に会費未納期間2年間をもって退会とする。

守秘：活動を通して知り得た個人及び団体の秘匿されるべき秘密事項は良識のもと守秘責任を果たす。

**第十条 会則変更** 本会の会則変更は総会の議決を必要とする。

**第十一条 事業年度** 本会の事業年度は毎年 1月 1日に始まり 12月 31日に終わる。

**付則 会則の施行** 本会則は平成 28 年 8 月 2 日から施行する。

## 「ポパイの会」役員名簿 2017年度

会 長：山下昭治

副会長：諏訪由紀子、大森節子

会 計：青木政紀、貝塚明美

監 査：服部道彦

運営委員：日吉正博、アンドリュー・デンジャーフィールド、エミリオ・マル  
ティネス、岩井美咲

以上